ｕ　ｔに係る標準税率
ｖ　当該都道府県がｔに係る不均一課税に際して適用する税率区分ごとの税率。ただし、当該率がそれぞれの税率区分に係る標準税率を超えるときは、当該標準税率とし、当該率がそれぞれの税率区分に係る標準税率に0.5を乗じて得た率に満たないときは、当該標準税率に0.5を乗じて得た率とする。
ｗ　算式の符号中ｔに同じ。この場合において、同符号中「初年度」とあるのは「第二年度分」と読み替えるものとする。
ｘ　ｗに係る標準税率
ｙ　算式の符号中ｖに同じ。この場合において、同符号中「ｔ」とあるのは「ｗ」と、「0.5」とあるのは「0.75」とそれぞれ読み替えるものとする。
ｚ　算式の符号中ｔに同じ。この場合において、同符号中「初年度」とあるのは「第三年度分」と読み替えるものとする。
ａａ　ｚに係る標準税率
ａｂ　算式の符号中ｖに同じ。この場合において、同符号中「ｔ」とあるのは「ｚ」と、「0.5」とあるのは「0.875」とそれぞれ読み替えるものとする。
ａｃ　地域再生法第17条の６の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額（同法第17条の２第１項第１号に掲げる事業に係るものに限る。）で収入金額を課税標準とする法人の税率区分ごとの課税標準額のうちその適用の初年度に係るもの
ａｄ　ａｃに係る標準税率
ａｅ　当該都道府県がａｃに係る不均一課税に際して適用する税率区分ごとの税率。ただし、当該率がそれぞれの税率区分に係る標準税率を超えるときは、当該標準税率とし、当該率がそれぞれの税率区分に係る標準税率に0.5を乗じて得た率に満たないときは、当該標準税率に0.5を乗じて得た率とする。
ａｆ　算式の符号中ａｃに同じ。この場合において、同符号中「初年度」とあるのは「第二年度分」と読み替えるものとする。
ａｇ　ａｆに係る標準税率
ａｈ　算式の符号中ａｅに同じ。この場合において、同符号中「ａｃ」とあるのは「ａｆ」と、「0.5」とあるのは「0.75」とそれぞれ読み替えるものとする。
ａｉ　算式の符号中ａｃに同じ。この場合において、同符号中「初年度」とあるのは「第三年度分」と読み替えるものとする。
ａｊ　ａｉに係る標準税率
ａｋ　算式の符号中ａｅに同じ。この場合において、同符号中「ａｃ」とあるのは「ａｉ」と、「0.5」とあるのは「0.875」とそれぞれ読み替えるものとする。
α　㈠算式の符号αと同じ。

第四十一条第一号算式を次のように改める。

算式

Ａ×0.0225＋Ｂ×（0.0225－Ｃ×0.75）＋Ｄ×0.030＋Ｅ×（0.030－Ｆ×0.75）＋Ｇ×（0.0225－Ｈ×0.75）×α＋Ｉ×（0.030－Ｊ×0.75）×α

第四十一条第一号算式の符号Ｂ及びＥ中「課税標準額」の下に「。ただし、地域再生法第17条の６の規定の適用を受けるもののうち、同法第17条の２第１項第１号に掲げる事業に係るものを除く。」を加え、同号算式の符号Ｆの次に次のように加える。

Ｇ　地域再生法第17条の６の規定の適用を受ける土地の不均一課税に係る課税標準額のうち、同法第17条の２第１項第１号に掲げる事業に係るもの
Ｈ　当該都道府県がＧに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.03を超えるときは0.03とする。
Ｉ　地域再生法第17条の６の規定の適用を受ける家屋の不均一課税に係る課税標準額のうち、同法第17条の２第１項第１号に掲げる事業に係るもの
Ｊ　当該都道府県がＩに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.04を超えるときは0.04とする。
α　前号㈠算式の符号αと同じ。

第四十一条第二号算式を次のように改める。

算式

Ａ×0.0105＋Ｂ×（0.0105－Ｃ×0.75）＋Ｄ×（0.0105－Ｅ×0.75）＋Ｆ×（0.0105－Ｇ×0.75）＋Ｈ×（0.0105－Ｉ×0.75）＋Ｊ×（0.0105－Ｋ×0.75）＋Ｌ×（0.0105－Ｍ×0.75）×α＋Ｎ×（0.0105－Ｏ×0.75）×α＋Ｐ×（0.0105－Ｑ×0.75）×α

第四十一条第二号算式の符号Ｂ中「課税標準額」の下に「（地域再生法第17条の２第１項第１号に掲げる事業に係るものを除く。）」を加え、「及び原発等立地地域振興法第10条」を「、原発等立地地域振興法第10条及び地域再生法第17条の６」に改め、同号算式の符号Ｄ中「課税標準額」の下に「（地域再生法第17条の２第１項第１号に掲げる事業に係るものを除く。）」を加え、同号算式の符号Ｅ中「0.0035とする」を「0.0035とし、地域再生法第17条の６の規定の適用を受けるものにあつては当該率が0.00467に満たないときは0.00467とする」に改め、同号算式の符号Ｇを次のように改める。

Ｇ　算式の符号中Ｅに同じ。この場合において、同符号中「Ｄ」とあるのは「Ｆ」と、「0.0105」とあるのは「0.01225」と、「0.007」とあるのは「0.0105」と、「0.0035」とあるのは「0.007」と、「0.00467」とあるのは「0.00933」とそれぞれ読み替えるものとする。

第四十一条第二号算式の符号Ｋの次に次のように加える。

Ｌ　地域再生法第17条の６の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額（同法第17条の２第１項第１号に掲げる事業に係るものに限る。）のうちその適用の初年度に係るもの
Ｍ　当該都道府県がＬに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.014を超えるときは0.014とする。
Ｎ　算式の符号中Ｌに同じ。この場合において、同符号中「初年度」とあるのは「第二年度分」と読み替えるものとする。
Ｏ　当該都道府県がＮに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.014を超えるときは0.014とし、当該率が0.0035に満たないときは0.0035とする。
Ｐ　算式の符号中Ｌに同じ。この場合において、同符号中「初年度」とあるのは「第三年度分」と読み替えるものとする。
Ｑ　算式の符号中Ｏに同じ。この場合において、同符号中「Ｎ」とあるのは「Ｐ」と、「0.0035」とあるのは「0.007」と読み替えるものとする。
α　第１号㈠算式の符号αと同じ。

第四十一条第三号算式を次のように改める。

算式

Ａ×0.0105＋Ｂ×（0.0105－Ｃ×0.75）＋Ｄ×（0.0105－Ｅ×0.75）＋Ｆ×（0.0105－Ｇ×0.75）＋Ｈ×（0.0105－Ｉ×0.75）＋Ｊ×（0.0105－Ｋ×0.75）＋Ｌ×（0.0105－Ｍ×0.75）×β＋Ｎ×（0.0105－Ｏ×0.75）×β＋Ｐ×（0.0105－Ｑ×0.75）×β

第四十一条第三号算式の符号Ｂ及びＤ中「課税標準額」の下に「（地域再生法第17条の２第１項第１号に掲げる事業に係るものを除く。）」を加え、同号算式の符号Ｅ中「0.0035とする」を「0.0035とし、地域再生法第17条の６の規定の適用を受けるものにあつては当該率が0.00467に満たないときは0.00467とする」に改め、同号算式の符号Ｇを次のように改める。

Ｇ　算式の符号中Ｅに同じ。この場合において、同符号中「Ｄ」とあるのは「Ｆ」と、「0.0105」とあるのは「0.01225」と、「0.007」とあるのは「0.0105（水特法第13条の規定の適用に係るものにあつては0.007）」と、「0.0035」とあるのは「0.007」と、「0.00467」とあるのは「0.00933」とそれぞれ読み替えるものとする。